

【新旧対照表】オートバックスパートナーズカード特約の改定箇所

改定前	改定後
第3条（個人情報の開示・訂正・削除）2項	第3条（個人情報の開示・訂正・削除）2項
第1項の請求は、申込者本人に限ります。請求にあたっては、本人であることを証明する書類（免許証、パスポート、健康保険証等）を会社に対して提示しなければなりません。	第1項の請求は、申込者本人に限ります。請求にあたっては、 当該請求者が本人であることが確認できた後に、適切に対応いたします。